

厚生労働省令第九十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十一中

新潟県

新潟

を

新潟県 富山県 石川県

新潟

に、

富山県 石川県  
西空港検疫所の

(名古屋検疫所)

福井県 滋賀県 京都府 大阪府(関  
担当区域を除く。) 奈良県 和歌山県  
の担当区域を除く。)

大阪

を

福井県 滋賀県 京都府 大阪府(関西  
当区域を除く。) 奈良県 和歌山県  
担当区域を除く。)

空港検疫所の担  
名古屋検疫所の

大阪

に改める。

附則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。